



横浜市議員

討議資料

保土ヶ谷区選出(1期目)

いそべ圭太

市議会に是々非々で臨む

政務調査レポート 第13号

徹底した行財政改革 着実に実行中!

10月8日の市会決算特別委員会において、道路局の平成24年度決算に関連して、道路とは何か(2問)、道路の一斉点検(3問)、河川の水辺整備(4問)、高速道路の料金(4問)、橋の観光資源化(2問)、市営地下駐車場(1問)、株式会社横浜シーサイドライン(16問)、以上7項目32問を質問しました。

その中でも、とりわけ、横浜市の外郭団体である株式会社横浜市シーサイドライン(旧横浜新都市交通株式会社)の決算書に着目し、現地調査を含め、内容を精査してまいりました。

横浜市は、シーサイドラインに対して、多額の無利子貸付や土地や施設の無償貸付、民間金融機関からの借入に対する多額の損失補償などの、過剰な財政支援を行っています。

とはいえ、金沢臨海部にお住いの方やお仕事をされている方の便利な足として、シーサイドラインが活躍していることも事実です。

今回問題視したのは、シーサイドラインの本業である軌道事業ではなく、そのほかの様々な付帯事業の部分です。



天下り団体が市有地の事実上のまた貸し

シーサイドラインが、横浜市から駐車場用地として借り受けた市有地の一部をコンビニ運営会社に貸していたことが発覚しました。

横浜市は、今まで事実上の「また貸し」を容認してきましたが、

私が「コンビニエンスストアとして市有地が使われていることについての見解」を問い、

局長が「こうした形が市の支援としてふさわしいか等を検証し、総合的な視点から、改

めて検討をしていきます」と答弁し、今後、見直しが必要か検討することを明言しました。

経緯と賃料～天下り先への過剰支援

この駐車場は横浜市が整備し、年額7323万円でシーサイドラインに横浜市が貸与していました。その後、2007年度から、その一部にあたる約650平方メートルにシーサイドラインが自ら鉄骨平屋の建物を建て、コンビニ運営会社に年額1176万円で貸し付けています。

横浜市に支払う賃借料を面積当たりで単純計算すると、差し引き年間1000万円近い利益を得ています。

事実上のまた貸しは、市有地の目的外利用となる恐れがあるため、改めて適正かどうか判断するようです。



※今回取り上げた駐車場と店舗

天下り先から天下り先への委託問題

また、別の駐車場では、同じくシーサイドラインが横浜市から駐車場用地として借り受けた市有地で駐車場を運営し、一部の管理を別の外郭団体に委託していることも調査で発覚しました。

私が「外郭団体から外郭団体というのは市民の理解を得られるとは言い切れない」「外

郭団体が他の外郭団体に運営管理委託していることについての見解」を問い、

局長が「両者とも外郭団体ということもありますので、今後、見直す方向で検討してい

きます」と答弁し、今後、見直しを行う方向性を明言しました。

今回は、ひとつの外郭団体について、徹底的に調査した結果、このような問題が発覚しました。今まで様々な行政の問題点を調査し、指摘してまいりましたが、まだまだこのような事態があることがわかりました。

今後も徹底的な調査を続け、市民のみなさんの財産、市民のみなさんの税金を、市民の手に戻すべく、活動を続けてまいります。



※今回取り上げた駐車場

これらの問題に関しては、翌日(10月9日)、取り上げた内容が、読売新聞及び神奈川新聞に掲載されました。裏面をご確認ください。

■横浜市議員 磯部圭太プロフィール 昭和56年(1981)年8月26日 32歳

横浜市立星川小学校・横浜市立保土ヶ谷中学校・神奈川県立保土ヶ谷高等学校・帝京大学法学部法律学科 卒業

こども青少年・教育委員会 副委員長/基地対策特別委員会 委員

■横浜市議員 磯部圭太政務調査事務所 〒240-0065 横浜市保土ヶ谷区和田 1-20-22

TEL 045-337-3331 FAX 045-337-3332 E-mail keita-isobe@iso-becchi.com

■神奈川新聞

「横浜シーサイドライン 他の外郭団体へ管理委託 市有地の駐車場 市、見直す方針」

カナロコ

<http://news.kanaloco.jp/localnews/article/1310080012>

■読売新聞

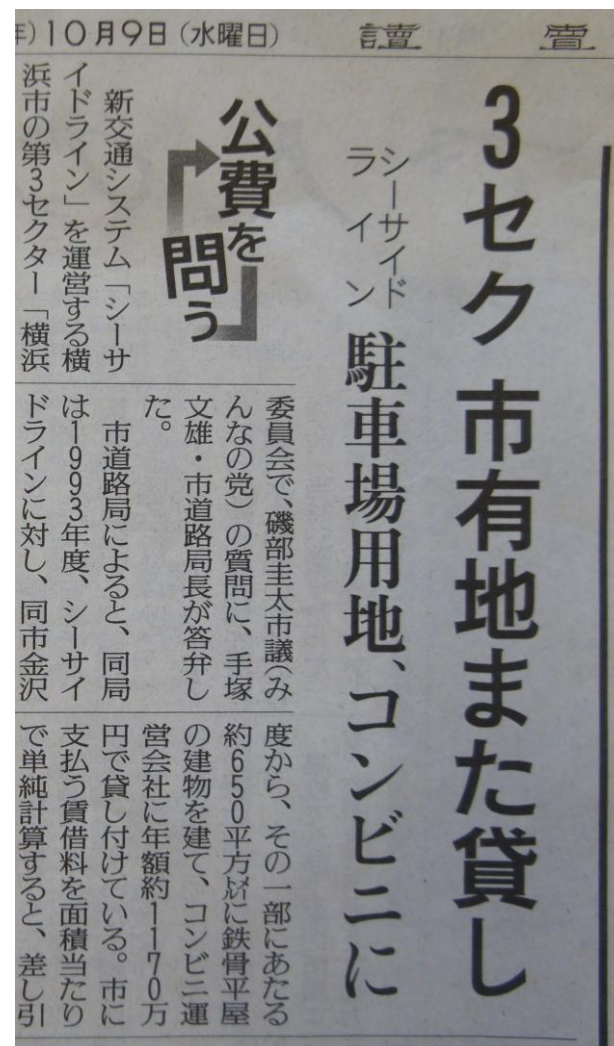
「3セク市有地また貸し シーサイドライン駐車場用地、コンビニに」

YOMIURI ONLINE

<http://www.yomiuri.co.jp/e-japan/kanagawa/news/20131008-0YT8T01579.htm>



神奈川新聞社提供



読売新聞社提供

※記事全文は、上記URLにて無料で閲覧できます。

投票率 過去最低の市長選挙

■使われた税金は約10億円

8月25日に横浜市長選が行われました。この選挙で使われた経費は、予算ベースで約10億円。これが、7月に行われた参院選と同日選挙であれば、予算ベースで約3億円。約7億円の予算を削減できました。しかし、現在の公職選挙法では、地方公共団体の長が任期満了前に退職して選挙が行われ、再度当選した場合は、この選挙を「なかったもの」とみなすという規定があります。現職が自分の都合の良い時期に選挙を行うことを防ぐといった目的のためですが、この規定により、例えば、今回のようなケースで、参院選に投票日をあわせるため、市長が任期前に退職を申し出ても、同じ人物が再度当選した場合には、その選挙は「なかったもの」とされ、結局その半年後に再び選挙を行う必要が生じてくるのです。

こうした法律を国で改正していないため、結果、参院選と市長選が別の日に行われ、多くの税金が使われることとなりました。衆院選と同日だった前回の市長選の時には、68.76%だった投票率も、今回は過去最低の29.05%でした。このような事例は、他にもたくさんあります。現状を変えていくためにも、まずは皆さんが、政治に関心を持ち、投票などの形で政治参加していくことが、非常に重要となってきます。

■林市長の2期目のチェック強化を

さて、市長選8月が終わり、林市長の2期目が始まりました。地方議会は市長と議員を住民が選ぶ二元代表制で、国会のような与党野党は本来ありません。しかし実際には市長の権限は絶対であり、全国的には、行政から提出された議案の99%が可決されています。

今回のような投票率では、市長の暴走を市民が許したのも同然。「私が一票入れたところで、政治は変わらない」という姿勢では、政治は悪化する一方です。今後の市政では、市民一人ひとりが、これまで以上に行政のチェックを強化していくことが必要となります。また、市長においては、声なき民意をどう拾い上げ、2期目の運営に反映していくかが最も重要になります。

「費用弁償」が復活 議員の良識が問われる

第2回市会定例会開会中の9月26日、6年前に廃止された費用弁償が賛成多数で可決され、復活することが決まりました。廃止当時の費用弁償は日額1万円であり、今回は交通費分として、距離に応じて1,000円～3,000円が10月より定額支給されます。

保土ヶ谷区は、定額2,000円の距離となっています。私の自宅から一番安い公共交通機関の往復ルートで600円、一番高くても840円となり、差し引くと最大1,400円から1,160円が第二の報酬となります。

当然、私は本会議で反対をいたしました。力及ばず賛成多数で可決されてしまったことにお詫びをするとともに、我々は、実費相当は是とした上で、「現在の予算総額の範囲内に収めるべき」と主張。

また、これだけを特化するのではなく、全体の経費という観点から「議員報酬・費用弁償・政務活動費・議員定数」について全体的に議論すべきものと主張してまいりました。

市長選挙は、過去最低の投票率に終わりました。政治への関心が低くなると政治の暴走が始まるものです。市民のみなさんの政治・行政への関心とチェックが重要です。

支給される費用弁償については、供託・基金・積立などの方法により受け取らず、何らかの形で活用する検討をしてまいります。

私は、今後も引き続き、市議会に是々非々で臨んでまいります。